

様式第2号（第3条関係）

介護保険居宅介護福祉用具購入費等及び居宅介護住宅改修費等  
受領委任払に係る確約書

年 月 日

塩谷町長 様

（届出者）所 在 地

事業所名称

代表者職氏名

㊞

介護保険居宅介護福祉用具購入費等及び住宅改修費等受領委任払取扱事業所（以下「登録事業所」という。）として登録を受けるにあたり、次の事項を遵守することを確約します。

（基本的事項）

- 1 介護保険の保険給付の対象となる特定福祉用具の販売及び住宅改修の提供に関しては、関係法令及び塩谷町介護保険居宅介護福祉用具購入費等及び居宅介護住宅改修費等の支給方法の特例に関する要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- 2 要介護被保険者等が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該要介護被保険者等の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な福祉用具の販売及び住宅改修を行うよう努めること。
- 3 福祉用具の販売及び住宅改修を行うにあたっては、町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 正当な理由なく受領委任払による特定福祉用具の販売及び住宅改修の提供を拒まないこと。
- 5 登録事業所の名称、所在地等について、町が要介護被保険者等に対し情報提供を行うことに同意すること。

（受給資格の確認）

- 6 要介護被保険者等から特定福祉用具の販売及び住宅改修の代理受領委任払の申し出があった場合は、その者が提示する介護保険被保険者証及び負担割合証によって被保険者資格、住所、要介護認定等の有無及び有効期間並びに給付制限の有無等、負担割合等を確認し、塩谷町介護保険居宅介護福祉用具購入費等及び居宅介護住宅改修費等の受領委任払が可能であるかどうか確認すること。また、当該要介護被保険者等に過去の特定福祉用具の販売及び住宅改修の給付実績を確認すること。なお、超過負担が発生する場合、要介護被保険者等から予め了解を得ること。

（見積書等の発行）

- 7 受領委任払により、特定福祉用具の販売及び住宅改修の施工を行うときは、その販売及び施工に係る見積書を作成して要介護被保険者等に発行し、了承を得ること。その際、見積書には、当該費用（保険給付分及び自己負担分の見込額の内訳を含む。）、販売又は施工事業者名及び連絡先を明記すること。また、要介護被保険者等が複数事業者から見積りを取ることを希望する場合であっても、見積書を発

(裏面)

行すること。

- 8 当該費用に関する見積書の記載内容及び工事内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更内容を当該要介護被保険者等に通知すること。

(自己負担額の受領)

- 9 特定福祉用具の販売及び住宅改修については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを要介護被保険者等より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また自己負担額の支払いを受けたときは、要介護被保険者等に対し自己負担額分を明記した領収を発行すること。

- 10 受領委任払いを利用するに当たって、当該手続きに係る費用を要介護被保険者等から徴収しないこと。

(通知)

- 11 要介護被保険者等が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を町に通知すること。

(1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 正当な理由なく、当該住宅改修を行うに当たって必要な手続き等に関して協力しないとき。

(書類の保管)

- 12 特定福祉用具の販売及び住宅改修に関する書類を整備し、当該住宅改修費の支払を受けた日から5年間保存すること。

(調査等)

- 13 関係法令、要綱、この確約書の遵守事項等に違反し、その是正等について町から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(登録の取消し等)

- 14 この確約書の遵守事項に重大な違反をした場合、又は不正な手段により受領委任払いに係る届出をしようとした場合、又は不正な手段により福祉用具購入費等又は住宅改修費等を受領しようとした場合においては、町長は直ちに当該登録を取り消すものとする。

(苦情処理等)

- 15 要介護被保険者等からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に対応すること。

(賠償責任)

- 16 特定福祉用具の販売及び住宅改修の施工に当たり、登録事業所の責めに帰すべき事由により、対象者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において要介護被保険者等に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

- 17 業務上知り得た要介護被保険者等及びその家族の秘密を保持すること。また、登録事業所の職員及び職員であった者についても、業務上知り得た要介護被保険者等及びその家族の秘密を保持させること。

(その他)

- 18 登録事業所の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を登録事項変更届出書により町長に届け出ること。

- 19 登録を行っていた事業を廃止し、休止し、再開するときは、速やかにその旨を廃止・休止・再開届出書により町長に届け出ること。

- 20 特定福祉用具の販売費用及び住宅改修費用は、適正な市場価格とすること。